

平成 24 年 (ワ) 第 213 号、同 25 年 (ワ) 第 131 号、同第 252 号、同 26 年第 101 号、同 27
年 (ワ) 第 34 号、同 29 年 (ワ) 第 85 号 損害賠償請求事件

原告 早川篤雄 外 594 名

被告 東京電力ホールディングス株式会社

準備書面 (214)

過失論について

平成 29 年 9 月 29 日

福島地方裁判所いわき支部合議 1 係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 田 中 清

同 青 木 丈 介

同 土 屋 賢 司

同 小 谷 健 太 郎

同 川 見 唯 史

同 前 田 琢 治

第1 はじめに

被告は、本件事故を引き起こしたことによって、原告らの皆様方に、多大な精神的損害及び財産的損害をお与えしたことについて、深く謝罪したいと考える。

しかしながら、被告は、本件事故と相当因果関係にある損害については、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）、中間指針等に基づき、全て支払い済みであり、新たに支払うべき損害は、存在しないと考えている。

以下、第2では原賠法3条1項と民法709条との関係、第3では過失論を述べることにする。

第2 原賠法3条1項と民法709条との関係

1 前橋地裁平成29年3月17日判決（乙B75号証の1）

前橋地裁平成29年3月17日判決（以下「前橋地裁判決」という。）は、原子力損害に係る賠償責任に関して民法709条に基づく損害賠償請求が可能であるか否かについて、次のとおり判示して、原子力損害賠償責任については、民法709条は適用されず、原賠法3条1項のみが適用される旨判示している。

すなわち、前橋地裁判決は、次のとおり判示している（なお、引用部分を判別しやすくする趣旨で、引用部分を太字とする。以下同じ。）。

「第1 原賠法の規定

まず、原賠法の文言について確認する。

原賠法は、1条において、「この法律は、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、もつて被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することを目的とする。」と規定し、原賠法の目的が「被害者の保護」及び「原子力事業の健全な発達」であることを明らかにしている。

また、原賠法は、3条1項において、「原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任する。」として、原子炉の運

転等と当該原子力損害との間に相当因果関係があれば、原子力事業者の故意及び過失の有無に関わりなく、原子力事業者が当該原子力損害の賠償責任を負うものとし、原子力事業者の無過失責任を規定している。

この無過失責任を前提に、原賠法は、4条1項において、「前条（第3条）の場合においては、同条の規定により損害を賠償する責めに任すべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない。」と規定しており、原子力損害について賠償責任を負うのは原子力事業者に限定されるとし、6条において、原子力事業者に損害賠償措置を義務付け、原子力損害に係る賠償責任を原子力事業者に集中するとともに、原子力事業者以外の者は3条1項による損害賠償義務を負わない旨規定している。さらに、5条1項は、「第3条の場合において、その損害が第三者の故意により生じたものであるときは、同条の規定により損害を賠償した原子力事業者は、その者に対して求償権を有する。」と規定し、原子力事業者以外の第三者が原子力損害の発生に関与している場合において、原子力事業者が当該第三者へ求償することができる場面を故意により生じたものに限定している。

さらに、原賠法16条1項は、「政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者（中略）が第3条の規定により損害を賠償する責めに任すべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるとときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。」と規定し、原子力損害が同法7条所定の賠償措置額を超えることとなった場合、必要に応じて政府が援助措置を行うものとしている。

第2 原賠法制定時における国会答弁等

次に、原賠法の立法者意思等について検討する。

- 1 第38回国会科学技術振興対策特別委員会は、昭和36年3月10日に設置されたものであるが、上記委員会の出席国務大臣である池田正之輔は、同月15日に実施された上記委員会における会議初日の冒頭におい

て、政府が経済運営の指針として採択した、いわゆる所得倍増計画を効果的に達成するためには、科学技術の振興に格段の努力をしなければならないとの見地から、科学技術の振興を重要施策として取り上げ、同年度の予算編成において特段の考慮を払うこととした旨を述べるとともに、その施策の大綱のひとつとして、原子力平和利用の推進を挙げた。そして、その中で、「原子力の開発利用を推進するにあたっては、その安全を確保することが最大の前提とならなければなりませんが、そのため、原子炉安全審査機構の確立等、特にその安全性の確保に万全の措置を講ずるとともに、万々一の災害に対処して原子力災害補償制度を確立することとし、国会に所要の法案を提出いたしております。」と発言した。

- 2 原賠法が制定される際の上記委員会における政府委員からの法律案の提案理由及び要旨として、原賠法の制度趣旨は、原子力災害が発生した場合には、被害規模が広範なものとなり得ることや放射能障害が後発性であるという特殊事情に鑑み、安全確保を第一としつつ万一に原子力災害が生じた場合の賠償制度を確立することにより、住民の不安の除去及び原子力事業の正常な発展を確保することにある旨の説明がされた。そして、上記趣旨を前提とする原賠法の規定する賠償責任については、未知の要素が含まれる原子力分野において、過失によらない原子力損害が発生し得る可能性があること、過失が存在するとしても事実上立証することは困難であること、広範な産業の頂点に立つ総合産業としての原子力事業の位置付けに鑑み、原子力損害が発生した場合の責任の帰属を明らかにする必要があることから、不法行為の特例として無過失責任を定めるとともに、原子力事業者に責任集中を図ることが相当である旨の説明がされた。
- 3 上記委員会における答申において原子力委員会原子力災害補償専門部会長の役職にあり、参考人として出席した民法学者の我妻榮は、原子力産業は、非常に社会のために役に立つものだけれども計り知れない大災害の危険性を必然的に含んでいることに照らし、政府が原子力産業を企業に許してさせる以上、原子力事故から生じる災害については、対等な私人間にお

ける過失責任とはいからず、原子力災害の被害者を泣き寝入りさせないために、損害賠償における無過失責任を規定するとともに、原子力事業者が賠償責任を果たし切れない場合に政府が援助すべきであることなどについて説明した。また、我妻榮は、上記専門部会においては、原子力災害が発生した際の補償実施の方法として、「私企業のみが責任を負う」場合から、政府が援助する程度を決定し「国営事業とする」場合までの間で、様々な方法があり得るものではあるものの、このことは、政府の政策問題として決定されるべきものであることを基礎として答申を行った旨の説明をした。

4 原賠法は、以上の説明等を経て、上記制度趣旨について変更されることなく、成立した。

第3 原賠法3条1項の解釈

以上をもとに、検討する。

1 原賠法は、上記第2の2のとおり、原子力災害が生じた際の被害が計り知れない原子力分野において、被害者の十分な救済を確保するとともに、原子力災害が生じた場合の賠償責任者をあらかじめ明確に定め、政府による助成を保障することによって原子力事業者の予測可能性を担保し、原子力産業の発展を阻害しないことを制度趣旨としており、これは、原賠法1条が「被害者の保護」及び「原子力事業の健全な発達」を目的として定めていることに現れている。そして、原賠法は、上記目的を達成するために、i) 原子力事業者の無過失責任を定め賠償責任を厳格化すること、ii) 賠償責任を原子力事業者に集中させること、iii) 賠償措置額を超える賠償の履行が必要となる場合、政府の援助その他の措置を定めることの3つの特徴を規定している。

以上によれば、原子力損害は、民法709条の定める不法行為にいう損害にも該当するものの、原賠法には、その制度趣旨に特定の政策的配慮が含まれており、私的自治の原則の下に過失責任を定める民法上の不法行為の規定と原賠法の制度趣旨には本質的な差異があるということができる。

原子力事業者以外の第三者の責任を排除し、原則として求償権も制限されること、政府の援助の規定があることに照らせば、原賠法3条1項は民法709条の特則を定めたものであって、原賠法3条1項が適用される場合においては、民法上の不法行為の責任発生要件に関する規定はその適用を排除されると解するのが相当である。

仮に、民法709条と原賠法3条1項とが重疊的に適用されると考えた場合、不法行為に基づく損害賠償請求が認められた際、原子力事業者以外の第三者たる共同不法行為者に対して求償できるのに、原賠法に基づく損害賠償請求が認められた場合は4条1項によって求償ができないこととなり、第三者の地位を不安定なものとすることとなるおそれがある。

そうすると、本件事故による原子力損害については、専ら原賠法3条1項が適用され、民法709条に基づく損害賠償請求はできないと考えられる。

2 原告らは、原賠法3条1項と民法709条とは重疊的に適用され得ること、求償権は損害賠償責任が認められた場合に二次的に問題とすればよく、損害賠償請求そのものを制限するのではなく、求償のみを制限すればよいと主張するが、上記1のとおり問題がある上、原賠法4条1項及び5条の文言からして原告ら主張のように解釈するのは不自然であり、かつ、あえてそのような迂遠な解釈をすべき理由もない。

また、原告らは、文部科学大臣が、国会の答弁において民法上の責任も原賠法上の責任も追及できる旨述べていることを指摘するが、同大臣の発言は、「最終的には裁判所の判断によりますが」「原賠法上も民法上も賠償責任を問われる可能性があると考えております」（甲F1）というにとどまるのであるから、裁判所を拘束するものではない。

3 以上から、本件において、民法709条の適用はない。

第4 まとめ

そうすると、原告らの被告東電に対する主位的請求は、原子力損害に係る損害賠償責任に関しては、民法709条の適用がない以上、その余につ

いて検討するまでもなく、理由がなく、棄却を免れない。」（以上、前橋地裁判決96頁～100頁）。

2 千葉地裁平成29年9月22日判決（乙B75号証の2）

千葉地裁平成29年9月22日判決（以下「千葉地裁判決」という。）

も、原子力損害に係る賠償責任に関して民法709条に基づく損害賠償請求が可能であるか否かについて、次のとおり判示して、原子力損害賠償責任については、民法709条は適用されず、原賠法3条1項のみが適用される旨判示している。すなわち、千葉地裁判決は、次のとおり判示している。

「原賠法の規定のうち、原子力損害の賠償責任に関して定める第2章の規定は、原子力損害についての原子力事業者の無過失責任、責任の集中、求償権等の制限等を定めている。これは、民法の不法行為に関する規定の特則であり、原賠法の規定が適用される範囲においては、民法の規定はその適用が排除されると解される。具体的には、原子力損害の賠償に関しては、民法709条等の適用が排除される。したがって、本件事故による損害賠償に関しては、民法の不法行為に関する規定の適用はなく、原賠法3条1項によってのみ損害賠償を請求することができるから、原告らの被告東電に対する民法709条に基づく主位的請求は、その余の点について判断するまでもなく、いずれも理由がない。」（以上、千葉地裁判決133頁～134頁）。

3 被告の主張

原賠法に基づく原子力事業者の原子力損害の賠償責任は、民法709条に比して単に責任要件を厳格化する（無過失責任とする）にとどまるものではない。同法の原子力損害の賠償責任は、被害者保護と原子力事業の健全な発達を2つの目的として、原賠法3条に基づき責任を負う原子力事業者への責任集中、原子力事業者以外の者の責任免除、第三者への求償権の

制限、損害賠償措置の強制、国の援助等も含めて、その全体として民法上の不法行為責任に対する特則として立法されているものである。

よって、原子炉の運転等に起因する原子力損害に係る賠償責任については、専ら原賠法に基づいて規律されることが想定されており、民法上の不法行為に基づく請求は排除されていると解するのが相当であるから、原子力損害の賠償責任については、民法709条は適用されない。このことは、上記各裁判例のほか、既に東京高判平成17年9月21日判例時報1914号95頁等でも説示されている上、科学技術庁原子力局監修の「原子力損害賠償制度」においても行政解釈としてその旨明記されている。

したがって、本件事故による原子力損害については、専ら原賠法3条1項が適用され、民法709条に基づく損害賠償は請求できないと解すべきである。

第3 過失論について

1 はじめに

(1) 上記第2で述べたとおり、本件事故による原子力損害については、専ら原賠法3条1項が適用され、民法709条に基づく損害賠償請求はできないと解すべきであるから、民法709条の特則としての原賠法3条1項のみの適用を受けるのである。

したがって、本件事故による原子力損害については、民法709条の過失責任は問題とならず、専ら原賠法3条1項の無過失責任のみが問題となる。

被告は、これまでの審理において、同旨のことを述べてきたが、念のため、本書面でも本件訴訟において民法709条の適用がないことを重ねて主張しておく。

(2) 上記で繰り返し述べたように、民法上の不法行為の責任発生要件に関する規定は、その適用を排除され、本訴訟では被告の過失の審理も本来不要である。

また、以上の点を措いて、念のため慰謝料増額事由の有無という観点か

ら被告の過失の有無を論ずるにしても、一般に過失とは、「ある結果の発生が予見可能であったにもかかわらずその結果の発生を防止すべき措置を採らなかつたこと、いいかえれば予見可能な結果に対する回避義務に違反したこと」と定義されるところ（森嶋昭夫「不法行為法講義」196頁参照）、以下に詳述するとおり、本件地震とそれに基づく本件津波によって発生した本件事故について、被告に予見可能性が認められる余地はない。そのため、同予見可能性を前提とする結果回避義務違反についても、そもそも観念することもできないのである。

以上を踏まえつつ、以下では被告の過失に関する原告らの主張に対して反論し、被告の主張を明らかにする。

2 予見可能性について

(1) 予見可能性の対象について

ア 原告らは、本件における予見可能性の対象として、本件津波ないしそれと同程度の津波の発生まで予見し得る必要はなく、本件原発において全交流電源喪失をもたらし得る程度の津波発生の予見可能性があれば足りると主張し、具体的には、「敷地高さであるO.P.+10mを超えて建屋内に浸水を及ぼし得る程度の津波」が予見できれば、全交流電源喪失から炉心損傷等に至る現実的危険性があると主張する。

しかしながら、原告らが主張する津波規模と実際に生じた本件津波とは程度も規模も異なるものであるから、そのような仮想的な津波によって本件事故と同程度の事象が生じ、本件原発から放射性物質が放出されるに至ることについて具体的な主張・立証が必要であると解されるところ、この点は何ら自明ではない上、原告らによって具体的な主張・立証もなされていない。

被告としても、配管破裂等に起因する内部溢水対策を講じるという見地から、本件原発について原子炉建屋階段開口部への堰の設置、原子炉建屋1階電線管貫通部トレーナハッチの水密化、原子炉建屋最地下階の残留熱除去系機器室等の入口扉の水密化に加え、タービン建屋についても、非常用電気品室エリアの堰の嵩上げ、非常用ディーゼル発電機室入口扉の水密化、及び復水器エリアの監視カメラ・床漏えい検知機の設置

等の様々な溢水対策を実施していた。また、安全性向上という見地から、津波による浸水対策としても津波が発生した場合の浸水ルートになると考えられる海水配管ダクト内への止水壁の設置、海水配管ダクト内の配管及びケーブルトレイの止水処理等も講じていたものである。したがって、仮に本件津波が敷地高に遡上したとしても、それによって直ちに電源喪失に至るものではなく、本件原発の運転にどのような影響が生じるかは、遡上した津波が本件原発の設備・機器にどのような影響を与えるかによって決まるものであり、本件津波の程度に至らない津波が遡上したと仮定した場合に、いかなる場合に全電源喪失という本件事故と同様の事象に至るかについては不明であり、予見することは不可能であったといわざるを得ない。

もとより本件事故は、まさに敷地高を大幅に上回る未曾有の津波（1～4号機で0. P. +最大 15.5 メートル、局所的には0. P. +17 メートルにも及ぶ。）が襲来し、建屋内部に対する圧倒的な水量、水流、及び水圧による浸水を招いたこと等により、非常用ディーゼル発電機だけでなく配電に必要な電源盤(M/C、P/C)、さらには直流バッテリーまでもがほぼ全面的に被水したために、ここまで事態に至ったものである。

今回事故を起こした 1～4 号機においても、2 号機及び 4 号機の空冷式ディーゼル発電機自体は被水しなかったが、いずれもタービン建屋地下 1 階に設置されていた M/C（高圧配電盤）が被水したために機能喪失した。

仮に本件津波の浸水高が敷地高と同レベルに留まった場合に本件事故と同じように全電源喪失（配電盤や直流バッテリーを含む全面的機能喪失）まで至ったことについては、原告らはその蓋然性を基礎付ける主張立証を行っていない。

イ さらに、原告らの主張は結果回避可能性の観点からも問題がある。すなわち、本件事故は、まさに過去に想定されていなかった連動型巨大地震の発生により、最大で0. P. +15. 5 メートル、局所的には0. P. +17 メートルにも及ぶ浸水高をもたらした津波により、相当量の海水が圧倒的な水圧で一気に建屋地下まで浸水・冠水したことにより引き起こされた

ものである。そのため、たとえ被告において、原告らがいうような実際に起こった本件津波よりも規模の小さな0. P. +10 メートル超の高さの津波を想定して何らかの対策を仮にとっていたとしても、現実に生じた本件津波が上記のような態様であったものである以上、そのような対策によって本件事故を回避することが可能であったなどということはできない。

ウ したがって、本件において被告の結果回避義務を基礎付ける予見可能性の対象としては、あくまで本件津波ないしそれと同程度の津波の発生を考えるべきである。

(2) 予見可能性の程度について

予見可能性は、具体的な結果回避義務を導き出す程度の具体性が必要であり（森島昭夫「不法行為法講義」191頁）、津波の予測という不確かな自然現象に対する予見可能性について、単に抽象的な漠然とした危惧感や不安感で足りると解することはできない。

原子炉施設の安全性評価においては、一定の代表的な事故発生原因（これを「設計基準事象」という。）を確定的に想定し、それに対してどれだけ十分な余裕をもって安全対策が講じられているかという見地からの評価がなされる。かかる評価手法は、想定する事故発生原因の発生確率を問題にすることなく（定量化することなく）、常にその発生を前提にして安全性を検証することから、「確定論的安全評価手法」（「決定論的安全評価手法」ともいう。）という。地震や津波の予測については、試験や実験をすることができないため、専門家間においても様々な見解があり得るが、あくまで原発の安全性を評価する場面においては、上記確定論的安全評価手法の考え方へ従って、後述する土木学会の策定した「津波評価技術」に基づき設計想定津波を確定的に想起することが必要となる。

したがって、かような原子炉施設の安全性評価の基本思想からしても、被告の結果回避義務を基礎付けるほどの予見可能性があったといえるためには、原告らの主張するような津波発生についての漠然とした危惧感や不安感では足りず、少なくとも、客観的かつ合理的根拠をもって設計基準事象とし

て取り込めるほどの科学的知見が存したとは認められないというべきである。

(3) 本件のような津波の予見について

被告は、本件事故に至るまで、本件原発について、我が国において定着し国際的にも認められている「津波評価技術」に基づき津波対策を講じてきたとともに、最新の科学的・専門的知見についても評価・検討の上で必要な対策を講じてきたものである。また、長期評価や貞観津波といった未確立の知見についても不断の調査を続けるとともに、確率論的津波評価手法の研究を続けていた。

こうした本件事故以前の科学的知見を踏まえれば、客観的・合理的な根拠に基づき、本件原発の所在地において本件津波ないしこれと同程度の津波はおろか、敷地高を超えるような津波ですら、その発生を予見することはできず、本件原発が全電源喪失に至るというような事態も予見することはできなかつた。

したがって、被告が2002年（平成14年）あるいは遅くとも2006年（平成18年）までに巨大地震の発生と津波襲来による本件原発の全電源喪失を予見し得たにもかかわらず、事故防止策を講じるべき義務を怠ったとの原告らの主張は、その前提において全く理由のないものである。

3 結果回避義務違反の有無について

被告に結果回避義務が成立するには、当該結果を生じさせる事象の発生（本件では前述したとおり本件津波ないしそれと同程度の津波）を予見し得たことが必要である。

しかしながら、上記2で述べたとおり、本件では、原告らの主張する2002年（平成14年）ないしそれと同程度の津波はおろか、敷地高を超えるような津波の発生すら予見できなかつたものであるから、当該結果を回避するための義務自体觀念できないというべきである。

結果回避義務は、本件事故時点において、物理的・技術的に可能な義務である必要があるところ、原告らの結果回避義務に係る主張は、いずれも本件

事故の教訓を踏まえて採られた対策について、その物理的・時間的可能性を検証することなく、後付けの主張をしているに過ぎず、いずれも失当というほかない。

4 まとめ

前に述べたとおり、本件事故による原子力損害については、民法709条の過失責任は問題とならず、専ら原賠法3条1項の無過失責任のみが問題となる。したがって、被告としては、過失論は、本来必要はないものであるという立場に変わりはないので、簡潔に反論したところである。

また、1～3に記載した以外の原告らの主張についても、網羅的に「被告の過失（予見可能性及び結果回避義務）については、争う。」旨の認否を追加する。

以上の次第であるから、本件事故の発生に関しては、予見可能性及び結果回避義務違反のいずれの面からしても、被告に慰謝料増額を基礎付けるような故意ないし重過失はもちろんのこと、過失自体が認められる余地がないものである。

したがって、過失論に関する原告らの主張はいずれも失当である。

以上